

特 集

平成七年度の生活保護

厚生省社会・援護局保護課

第51次生活保護基準の改定

平成七年度の生活保護基準の改定概要は表1のとおりであるが、この改定の考え方について以下説明することとしたい。

一 生活扶助基準

(1) 基準改定率について

平成七年度の生活扶助基準の改定は、従来同様、当該年度の一般国民の消費動向を総合的に勘案して改定する、いわゆる「水準均衡方式」により行った。具体的には、予算編成時に公表され、平成七年度の経済運営にあたっての政府の意見表明である「政府経済見通し」

における「民間最終消費支出」の伸び率を基礎として、前年度までの一般国民の消費水準との調整を行い、標準三人世帯の改定率を一・〇%としたものである。

なお、この水準均衡方式は昭和五十八年十二月の中央社会福祉審議会の意見具申において、「家計調査の所得階級別消費水準を詳細に分析した結果、現在の生活扶助基準は、一般国民の消費実態との均衡上ほぼ妥当である。」との評価がなされたことにより、昭和五十九年度の基準改定から、それまでの格差縮小方式に替えて採用してい

るものである。

（注）民間最終消費支出とは、主に毎日の家計における「もの」や「サービス」を購入するための支出の総計（ただし、土地、住宅の購入等は含まない。）をわす国民経済計算上の概念であり、国民総支出の構成要素の一つである。

(2) 高齢者の第一類基準の級地間格差是正について

七十歳以上の第一類基準額については、高齢者の消費実態等に着眼して、平成元年度より据え置い

てきたところであるが、平成五年度までに概ね妥当な水準に達したことから、枝級地間の格差が、他の年齢階級の基準額の設定と同様に四・五%等差となるよう、計画的に是正を図ることとした。

(3) 加算等の改定について

高齢・母子・障害者加算等の各種加算については、一般的な生活上向分以外の特別の需要に対応するものであることから、従来より、消費者物価の動向等を勘案し改定を行ってきたところであるが、平成七年度においても同様の考え方により改定を行った。また、入院・入所者の高齢等の三加算については、中央社会福祉審議会の意見具申を踏まえ、施設機能でカバ

表1 平成7年度生活保護基準改定の概要

(1級地-1)

	第50次 (6年4月1日)	第51次 (7年4月1日)	備 考
1 生活扶助基準 居住(1類+2類) 標準3人世帯	円 155,717	円 157,274	〔標準3人世帯-33歳男、 29歳女、4歳子〕
期末一時扶助費(居宅)	13,740	13,880	
【加算等】 妊産婦加算(妊娠6ヵ月以上)	13,420	13,530	
老齢加算 70歳以上 (居 宅) (入院・入所)	17,380 14,780	17,520 14,780	
母子加算 (居 宅) (入院・入所)	22,590 19,230	22,780 19,230	
障害者加算 障害等級1・2級 (居 宅) (入院・入所) 重度障害者他人介護料	26,070 22,160 68,700	26,280 22,160 69,450	
在宅患者加算	12,920	13,020	
人工栄養費	11,600	11,690	
入院患者日用品費	22,510以内	22,690以内	
入学準備金 小 学 校 中 学 校	37,700以内 43,800以内	38,300以内 44,600以内	
2 住宅扶助基準 家賃間代等 住宅維持費	13,000以内 年額113,000以内	13,000以内 年額113,000以内	
3 教育扶助基準 小 学 校 中 学 校	2,040 3,970	2,080 4,040	
出産扶助基準 居 宅 施 設	171,000以内 125,000以内 +入院料	171,000以内 125,000以内 +入院料	
5 生業扶助基準 生 業 費 技能修得費 就職支度費	40,000以内 53,000以内 30,000以内	40,000以内 55,000以内 30,000以内	
6 葬祭扶助基準	149,000以内	149,000以内	大人の基準額
7 勤労控除 基 礎 控 除 上 限 額 下 限 額 不安定就労控除 特 別 控 除 新規就労控除 未成年者控除	32,160 8,000 8,000 年額146,200以内 10,100 11,200	32,480 8,000 8,000 年額147,700以内 10,100 11,300	

表2 平成7年度生活扶助基準（月額）

標準3人世帯（33歳男・29歳女・4歳子）

級地区分	格 差	平成6年度	平成7年度	改 定 率
1級地-1	100.0	155,717円	157,274円	1.0%
1級地-2	95.5	148,710	150,197	
2級地-1	91.0	141,702	143,119	
2級地-2	86.5	134,695	136,042	
3級地-1	82.0	127,688	128,965	
3級地-2	77.5	120,681	121,887	

一 される面や施設の処遇水準の向上等を総合的に勘案し、在宅者との均衡を図る観点から据え置くこととした。

二 その他の扶助基準について

(1) 住宅扶助基準
住宅扶助基準のうち、家賃・間代等については一般基準で賄えないような場合、別途各都道府県・

指定都市別に設定された特別基準が適用できることとなっているが、平成7年度においてもこの限度額について所要の改善を行った。

(2) 教育扶助基準

教育扶助基準については、教育費にかかる経費の支出額及びこれらの消費者物価の上昇率等を勘案して所要の改善を行った。

なお、この基準額他に、学校給食費、通学交通費、教材費等については、必要な実費が別途支給されることとなっている。

(3) 生業扶助基準

生業扶助基準のうち技能修得費については、消費者物価の状況等を総合的に勘案し改善を行った。

(4) その他

各種勤労控除についても所要の改善を行い、被保護世帯の勤労意欲の助長を図ることとした。具体的には、基礎控除における控除上限額の引き上げを行う他、特別控除、未成年者控除についても控除額の引き上げを行った。

三 最低生活保障水準

被保護者に保障される最低生活保障水準は、被保護世帯の家族構成、世帯員の年齢、居住地等により基準額に違いはあるが、いくつかの世帯を想定して平成7年度の最低生活保障水準を例示すると、表3のとおりである。

なお、ここで示す額は、一般的な基準について計上したものであり、この他に必要に応じて、学校給食費の実費、通学のための交通費等が加算されること、及び家賃等が例示されている金額以下の場合、その実額が適用されることに留意する必要がある。また、就労収入のある場合には、収入に応じた控除額が実質的に手元に残ることになり、したがって、現実に消費し得る水準は控除額を含めた水準となる。控除額の目安として一例をあげると、一級地で就労収入が、十二万五千七百円（東京都最低賃金日額の二十五日分相当）の場合で、二万四千九百四十円が収入から控除される。

表3 最低生活保障水準（月額）の具体的事例

1. 標準3人世帯【33歳男、29歳女、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	170,274円	163,197円	156,119円	149,042円	136,965円	129,887円
生活扶助類	157,274	150,197	143,119	136,042	128,965	121,887
	104,600	99,890	95,190	90,480	85,770	81,060
第2類	52,674	50,307	47,929	45,562	43,195	40,827
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

(注) 1. 第2類は、冬季加算（VI区額×5/12）を含む。以下同じ。

2. 就労収入のある場合には、収入に応じた額が勤労控除として控除されるため、現実に消費し得る水準は、生活保障の基準額に控除額を加えた水準となる。

2. 夫婦子2人世帯【35歳男、30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	212,743円	203,853円	194,958円	186,068円	172,162円	163,272円
生活扶助	197,663	188,773	179,878	170,988	162,082	153,192
第1種類	140,260	133,950	127,640	121,330	115,010	108,700
第2種類	57,403	54,823	52,238	49,658	47,072	44,492
教育扶助	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

3. 老人2人世帯【72歳男、67歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	144,873円	140,382円	133,457円	129,036円	117,041円	112,690円
生活扶助	114,353	109,862	104,057	99,636	93,761	89,410
第1種類	66,960	64,600	60,930	58,640	54,900	52,680
第2種類	47,393	45,262	43,127	40,996	38,861	36,730
老齢加算	17,520	17,520	16,400	16,400	15,280	15,280
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

4. 老人1人世帯【70歳女】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	104,766円	102,082円	96,963円	94,349円	84,161円	81,607円
生活扶助	74,246	71,562	67,563	64,949	60,881	58,327
第1種類	31,640	30,870	28,790	28,090	25,940	25,310
第2種類	42,606	40,692	38,773	36,859	34,941	33,017
老齢加算	17,520	17,520	16,400	16,400	15,280	15,280
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

5. 母子3人世帯【30歳女、9歳子(小学生)、4歳子】

	30歳女、9歳子(小学生)、4歳子					
	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	193,495円	186,578円	178,080円	171,167円	157,649円	150,722円
生活扶助	153,825	146,908	139,980	133,067	126,139	119,212
第1種類	101,150	96,600	92,050	87,500	82,940	78,390
第2種類	52,675	50,308	47,930	45,567	43,199	40,822
母子加算	24,590	24,590	23,020	23,020	21,430	21,430
教育扶助	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080	2,080
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

6. 重度障害者を含む2人世帯【65歳女、25歳男(重度障害者)】

	1級地-1	1級地-2	2級地-1	2級地-2	3級地-1	3級地-2
世帯当たり最低生活費	187,153円	181,672円	174,507円	169,026円	156,911円	151,430円
生活扶助	121,823	116,342	110,857	105,376	99,891	94,410
第1種類	74,430	71,080	67,730	64,380	61,030	57,680
第2種類	47,393	45,262	43,127	40,996	38,861	36,730
障害者加算	26,280	26,280	24,600	24,600	22,970	22,970
重度障害者加算	14,170	14,170	14,170	14,170	14,170	14,170
重度障害者家族介護料	11,880	11,880	11,880	11,880	11,880	11,880
住宅扶助	13,000	13,000	13,000	13,000	8,000	8,000

実施要領の改正

第51次生活保護基準の改正とともに、保護の実施要領の一部改正が行われ、平成七年四月一日から適用されることとなった。

改正の概要は次のとおりである。

一 母子加算の支給期間の延長

母子加算の対象となる児童を、「十八歳未満の者」から「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」に改正したこと。(告別表第1第2章—3—)

〈解説〉

先般、児童扶養手当法の一部が改正され、児童の定義が「十八歳未満の者」から「十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者」に改められたところである。

従来、児童扶養手当制度においては、児童が十八歳に達した日の属する月をもって手当の受給資格

を失うこととされていたところで

あるが、児童の誕生日の前後によつて、同じ高校に通う児童の間で児童扶養手当の支給対象になる者

とならない者が生じることが不合理であることなどからこの改正が行われ、平成七年四月一日から、

手当の支給期間が十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日まで延長されることとなったところである。

また、年金制度においても同様に、遺族年金の対象となつて子の支給年齢の延長が行われたところである。

生活保護制度においても、一方の配偶者が欠ける状況にある者等が児童を養育しなければならぬことに伴う特別の需要に対応することを目的とする「母子加算」の対象となる児童について、これら

児童扶養手当制度や公的年金制度とのバランスを考慮し、同様の改正を行うこととしたものである。

二 ルームエアコンの保有について

ルームエアコンについて、普及率が70%に満たない場合であつても、当該世帯の利用の必要性から保有が認められる場合があることを例示したこと。(課第3の17)

〈解説〉

局第3—4に定める生活用品の「その他の物品」の保有の可否については、従来から、処分価値の

小さいものと、それ以外のものについては当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、

かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡(当該地域の70%程度の普及率で判断)を失

することにならないと認められるものは、実施機関の判断でその保有を認めることとしている。

この一般的な取扱基準は、昭和四十二年度に示されたものであるが、それは、それまで特定の品目

以外の取扱方針が必ずしも明らかでなかつたこと、また、その当時において国民生活の向上とあいま

つて特定品目以外の新品目の普及が著しかったことによるものである。

しかしながら、一方において、

その当時にわゆるぜいたく品とされていた電話及びカラーテレビについては、個別にその保有の可否につき、引き続き課長通知において明示していたところであるが、昭和四十四年度の実施要領の改正

において、これらの課長通知をすべて削除したところである。

これは、課長通知があることによつて、かえつて生活保護法の原理原則並びに次官通知及び局長通知の趣旨に基づいて個別的な事情

を十分に検討し、真に具体的かつ妥当な結論を求めていくというプロセスを経ないまま、課長通知の

規定を唯一のよりどころとして、すべてのケースをこれにあてはめるといった硬直化した画一的な取扱いが一部に見られるようになったためである。

すなわち、その当時の国民経済の著しい発展に伴い、大きく変動

しつつあつた社会経済情勢や国民生活の実態の変化の中で、時代の

変遷に対応した保護の実施の要請

に應えるべく、実施機関が、次官通知及び局長通知に示すところの原則的取扱いを基準として、その委ねられた権限の中で世帯の個別具体的な諸々の事情に即応しつつ、自主的に判断していくという弾力的な運用が可能となるよう改正が行われたものである。

したがって、個別具体的なケースの実情に依じて、次官通知及び局長通知をいかに解釈していくかということが特に重要となる。

このため電話については、重度障害者や寝たきり老人等で電話が唯一の連絡手段であり、電話の保有を認めなければ日常生活に著しい困難を来す場合には、当該地域の普及率が低い場合であっても、このような事情を勘案し、「社会通念上処分させることを適当としな

いもの」として保有が容認される場合があることを、昭和四十四年度の実施要領の改正において、課長通知で例示したところである。

また、カラーテレビについても、昭和四十七年度の実施要領の改正において、課長通知で例示したと

ころである。

なお、これらの課長通知は、昭和五十八年度の実施要領の改正において、電話の普及率が80%程度、カラーテレビの普及率がほぼ100%に向上したことに伴い削除された。

以上のような経緯から、現行の実施要領におけるルームエアコンの取扱いについても、処分価値の小さいものと、それ以外のものについては当該世帯の人員、構成等から判断して利用の必要があり、かつ、その保有を認めても当該地域の一般世帯との均衡を失するこ

とのない場合には、実施機関の判断でその保有を認めることとして、いるところであるが、これらだけでは判断しがたいケース、例えば、普及率は低い、その世帯の最低限度の生活を維持する上で、ルームエアコンが必要不可欠である、よ

うなケースについては、世帯の個別的事情を十分見極め、生活保護法の原理原則及び次官通知にたちかえて、妥当な結論を導く十分な検討がなされなければならない。

今回の実施要領改正は、このよう

例として、寝たきり老人等のいる

世帯が利用しているルームエアコンについては、当該寝たきり老人等の身体状況又は病状から利用している場合であって、その保有が社会的に適當であると認められる

場合には、普及率が70%に満たない場合であっても、次官通知第3の5にいう「社会通念上処分されることを適当としないもの」として、実施機関の判断で保有を認めることができる旨の課長通知を創設し、普及率に関係なくルームエアコンの保有を認める例を示すことにしたものである。

三 保有を容認された自動車に係る任意保険料の控除対象保険等の拡大

勤労・事業収入からの控除が認められる任意保険料及び他からの援助等による収入のうち、身体障害(児)者の通院等に使用する自動車の維持に要する費用として収入認定除外する任意保険料について、対物賠償保険を新たに対象に加えたこと。(課第6の2及び課第

6の40)

〈解説〉

保有の認められている通勤・事業用自動車の保険料については、平成3年度以前は、自動車損害賠償保障法に基づく保険料に限り、必要経費として勤労・事業収入からの控除を認めていたところであるが、万一の場合に備えて任意保

険に加入することが一般化している現状に鑑み、平成4年度の改正において、対人賠償に係る任意保険料についても、必要経費として勤労・事業収入から控除すること

を認めることとしたところである。この改正から3年が経過し、今回、一般世帯の実態を確認したところ、任意保険加入に際しては、対人賠償と対物賠償をセットで加入するのが一般的であることなどから、今回、対物賠償に係る分を控除の対象として加えるものである。

また、身体障害(児)者の通院、通所及び通学のために使用する自動車については、維持に要する費用が他からの援助、他施策の活用等により賄われていることから、

対人賠償に加えて対物賠償に係る任意保険料についても、維持に要する費用として、収入認定しない取扱いとするものである。

なお、対物賠償に係る掛け金については、対人賠償と同じく特に制限は設けないこととしているが、当該地域の一般世帯との均衡を失ふることのないよう留意する必要がある。

四 教育扶助の金額改正

災害時等の学用品費の再支給基

医療扶助の運営

一 医療扶助の状況

最近の医療扶助の動向をみると、医療扶助人員は平成六年十月現在約六十六万九千人で、被保護人員約八十八万四千人の七五・七％となっている。

また、予算額をみると、平成七年度の医療扶助費は約五千九百十六億円となっており、保護費負担金約一兆百億円の五十八・六％を占めている。

準額については、文部省が行っている就学奨励補助の改定に準じて、小学校の場合一万五百円を一万七百元に、中学校の場合二万六百元を二万一千円にそれぞれ引き上げたこと。(局第6-3-⑥)

五 技能修得費の特別基準

技能修得費の特別基準支給限度額について、八万九千円から九万二千元に引き上げたこと。(局第6-7-②)ウ及び課第4の40)

このように、生活保護制度に占める医療扶助の割合は大きく、医療扶助の運営が制度全体に大きな影響を与えているといっても過言ではないことから、医療扶助の適正運営は重要な課題である。

二 医療扶助運営要領の改正

今回の医療扶助運営要領の改正は、平成七年四月一日付社援企第五四号、児発第三六五号厚生省社会・援護局長、児童家庭局長連

名通知「地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係通知の一部改正について」で既に示されたとおり、中核市制度の創設を盛り込んだ地方自治法の一部改正に伴う改正を中心に行ったものである。

1 地方自治法の一部改正について

(1) 中核市制度の創設

平成六年六月二十九日に公布された地方自治法の一部を改正する法律及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律のうち、中核市制度の創設に係る部分が、平成七年四月一日から施行された。

(2) 地方自治法の一部改正の趣旨

今回の地方自治法の一部改正は、地方公共団体の組織及び運営の合理化を図るため、政令指定都市以外の都市で規模能力が比較的大きなものについて、その事務権限を強化し、できる限り住民の身近で行政を行うことができるよう中核市制度を創設するなど、現下の社

会的・経済的諸情勢に対応する地方自治の制度を創設するため所要の措置を講じたものである。

(3) 中核市の要件

中核市となるべき市が備えなければならぬ要件は、次のとおりである。

ア 人口三十万以上を有すること。
イ 面積百平方キロメートル以上を有すること。

ウ 当該市の人口が五十万未満の場合にあつては、当該市を含む周辺の地域における経済社会生活圏の中核としての機能を有する都市として政令で定める基準を満たすこと。

なお、政令においては、最近の国勢調査の結果による当該市の従業地・通学地による人口を当該国勢調査の結果による当該市の常住人口による人口で除して得た数値に百を乗じて得た数値(昼夜間人口比率)が百を超えることが要件として定められている。

(4) 中核市の権能

中核市又は中核市の市長その他

第4 医療扶助指定機関			ア 医療扶助運営台帳、実施書類及び手続書類の作成、整備及び保存	○
1 医療機関指定基準	○		イ 様式等の公示	○
2 健康保険法等による診療報酬に係る承認等	○		ウ 医療扶助の事務監査	×
3 健康保険法等による診療報酬に係る届出	○		エ 管内福祉事務所及び町村の医療扶助運営体制の整備及び実施に関する必要事項の指導及び連絡調整	×
4 指定施術機関及び指定助産機関	○		オ 関係機関との連絡調整	○
5 医療保護施設	○		カ 医療扶助関係統計分析	○
第5 診療報酬の審査及び支払			キ 医療機関等の指定	○
1 診療報酬の審査及び支払			ク 指定医療機関に対する指導及び指導検査	○
(1)審査、支払機関	従来どおり		ケ 施術組合との協定締結	○
(2)委託契約	○		コ 看護料金の算定	○
(3)審査及び支払の事務処理	○		サ 医療扶助審議会の運営	×
2 診療報酬の決定			シ 健康保険法等による診療報酬に係る承認等	○
(1)知事決定	○		ス 社会保険診療報酬支払基金及び日本鉄道共済組合との契約締結及び連絡調整	○
(2)再審査結果の確認	○		セ 診療報酬の知事決定	○
3 審査及び決定に関する注意事項	(1)(4)(5) ○ (2)(3) ×		ソ その他医療扶助の実施に関する事項	○
4 診療報酬以外の費用の支払等			(2)技術士員	×
(1)治療材料費、施術料及び看護料等の支払	従来どおり		2 福祉事務所関係	
(2)非指定医療機関に対する診療報酬支払	○		(1)査察指導員	従来どおり
(3)保護が遡及決定された場合等の医療費の支払	従来どおり		(2)地区担当員	従来どおり
第6 指導及び検査			(3)嘱託医	従来どおり
1 指定医療機関に対する指導	○		(4)医療事務担当者	従来どおり
(1)目的	従来どおり		別紙第2号 他法関係	
(2)対象	従来どおり		(1)衛生保護法関係	従来どおり
(3)内容及び方法			(2)伝染病予防法関係	従来どおり
ア 一般指導	従来どおり		(3)性病予防法関係	従来どおり
イ 個別指導	従来どおり		(4)らい予防法関係 (ハンセン病治療)	従来どおり
(4)実施上の留意点	従来どおり		(5)原子爆弾被爆者の医療等に関する法律関係	従来どおり
2 指定医療機関に対する検査	○		(6)麻薬及び向精神薬取締法関係	従来どおり
(1)目的	従来どおり		(7)社会保険関係	従来どおり
(2)対象	従来どおり		(8)国民健康保険法関係	従来どおり
(3)内容及び方法	従来どおり		(9)老人保健法関係	従来どおり
(4)実施上の留意点	従来どおり		(10)社会福祉関係	従来どおり
3 検査後の措置			(11)行刑機関、警察官署等との関係	従来どおり
(1)行政上の措置			(12)学校保健法関係	エにおいて○
ア 指定取消	○		別紙第3号 治療指針・使用基準関係	従来どおり
イ 戒告	○		別紙第4号の1 協定書案	○
ウ 注意	○		別紙第4号の2 あん摩・マッサージの施術料金の算定方法	従来どおり
(2)聴聞	○		別紙第4号の3 柔道整復師の施術料金の算定方法	従来どおり
(3)経済上の措置	○		別紙第5号 協定書 (はり・きゅう) 案	○
4 医療保護施設等の取扱い	○		別紙1 はり・きゅう給付の担当規程	従来どおり
第7 結核医療取扱要領			別紙2 はり・きゅう給付の施術方針	従来どおり
1 結核予防法第29条の規定に基づく入所命令の医学的標準に該当する結核医療の取扱手続	○		別紙3 はり・きゅうの施術料金の算定方法	従来どおり
2 結核予防法第34条の公費負担の対象となる結核医療の取扱手続	○		別紙第6号 看護料の基準	従来どおり
3 結核入院退院取扱要領	(1)○、(2)×			
第8 精神障害医療取扱要領			凡例	
1 精神保健法第29条の規定に基づく措置入院の要件に該当する精神障害医療の取扱要領	(6)○、他は従来どおり		○…中核市の制度に鑑み、中核市に事務の移譲を行うことが適切と判断されたもの。	
2 精神保健法第32条の公費負担の対象となる精神障害医療の取扱手続	従来どおり		×…中核市の制度に鑑みれば、中核市に事務の移譲を行うべきものであるが、組織の体制が未整備等の実状を勘案すると移譲することが不適切であると判断されたもの。	
3 精神病入院退院取扱要領	(1)○、(2)×、他は従来どおり		従来どおり…中核市制度の創設に影響を受けず従来どおり取扱われるもの。	
第9 施行期日等				
別紙第1号				
1 都道府県及び指定都市本庁関係				
(1)医療係				

(別表) 医療扶助運営要領細目一覧

医療扶助運営要領細目	備考
医療扶助運営要領	
第1 医療扶助運営方針	○
第2 医療扶助運営体制	
1 都道府県及び指定都市本庁関係	
(1)医療係	×
(2)技術吏員	×
(3)精神科嘱託医	×
(4)医療扶助審議会	×
ア 条例による設置	
イ 審議事項	
ウ 構成	
エ 招集	
オ 審議	
(5)運営台帳	○
(6)手続書類	○
(7)医療扶助関係様式等の公示	○
(8)本省に対する進達、連絡等	
ア 国が開設した医療機関の指定等	○
イ 医療扶助の特別基準	×
2 福祉事務所関係	
(1)査察指導員	従来どおり
(2)地区担当員	従来どおり
(3)嘱託医	従来どおり
(4)医療事務担当者	従来どおり
(5)給付券交付処理簿	従来どおり
(6)手続書類	従来どおり
(7)都道府県本庁に対する報告等	ア、ウ、エは○、イは×
3 町村関係	
(1)保護変更申請書及び各給付要否意見書等の受払簿の作成、整備及び保存	従来どおり
(2)各給付要否意見書等及び診療依頼書の交付	従来どおり
(3)応急医療扶助の実施	従来どおり
(4)その他医療扶助の実施に関する事項	従来どおり
第3 医療扶助実施方式	
1 医療扶助の申請	
(1)保護開始申請	従来どおり
(2)保護変更申請	従来どおり
(3)各給付要否意見書又は老人保健施設療養病状診査票の発行	従来どおり
(4)各給付要否意見書又は老人保健施設療養病状診査票の検討及び受理	従来どおり
(5)診察料、検査料の支払	従来どおり
2 医療扶助の決定	
(1)決定の際の留意事項	
ア 医療扶助の始期	従来どおり
イ 他法他施策の活用	従来どおり
ウ 入院等に関する都道府県本庁に対する協議	協議受けは× 都道府県等の 区域外は○
エ 一般入院要否判定基準	従来どおり
オ 老人保健施設入所要否判定基準	従来どおり
カ 訪問看護要否判定基準	従来どおり
キ 老人訪問看護要否判定基準	従来どおり

ク 保護施設等における医療の取扱い	従来どおり
(2)本人支払額の決定	従来どおり
(3)医療扶助の変更に関する決定	従来どおり
(4)被保護者に対する通知	従来どおり
(5)医療券の発行	
ア 医療券の発行の単位	従来どおり
イ 医療券の有効性	従来どおり
ウ 医療機関に対する委託	従来どおり
エ 医療券の作成	従来どおり
オ 医療券の交付	従来どおり
カ 医療券の修正	従来どおり
キ 医療券の補正等	従来どおり
3 医療扶助の継続等	従来どおり
4 一般診療に関する診療方針及び診療報酬並びに指定医療機関の請求	従来どおり
5 調剤の給付	従来どおり
6 治療材料の給付	
(1)給付要否意見書(治療材料)の発行	従来どおり
(2)治療材料券の発行	従来どおり
(3)治療材料給付方針及び治療材料費	
ア 給付方針	
(ア)国民健康保険の療養費の支給対象	従来どおり
(イ)(ア)に掲げる材料については、次によるものとする。	従来どおり
(ウ)特別基準の設定	×
イ 費用	
(ア)国民健康保険の療養費の例による	従来どおり
(イ)特別基準の設定	×
(ウ)(イ)以外の費用	従来どおり
(4)治療材料費の請求	従来どおり
7 施術の給付	
はり・きゅう師団体との協定	○
(1)給付要否意見書の発行	従来どおり
(2)施術券の発行	従来どおり
(3)施術給付方針及び施術料	
ア 給付方針	従来どおり
イ 費用	
(ア)あん摩・マッサージ協定額	○
(イ)柔道整復師協定額	○
(ウ)はり・きゅう協定額	○
(4)施術料の請求	○
8 看護の給付	
(1)看護要否意見書の発行	従来どおり
(2)看護券の発行	従来どおり
(3)看護給付方針及び看護料	
ア 給付方針	
(ア)要件	従来どおり
(イ)看護の形態	従来どおり
(ウ)看護担当者の資格要件	従来どおり
イ 費用	○
(4)看護料の請求	○
9 移送の給付	
(1)給付要否意見書の発行	従来どおり
(2)移送給付方針及び移送費	
ア 給付方針	従来どおり
イ 費用	従来どおり
10 急迫保護	従来どおり
11 医療区分等	従来どおり
12 削除	
13 非指定医療機関の診療報酬請求	従来どおり

の機関(以下「中核市等」という)は、指定都市又は指定都市の市長その他の機関が処理し又は管理し及び執行することができる事務のうち、都道府県又は都道府県知事その他の機関が都道府県の区域にわたり一体的に処理し又は管理し及び執行することが効率的な事務その他の中核市等において処理し又は管理し及び執行することが適当でない事務以外の事務のうち一定のものを処理し又は管理し及び執行することができるものとされた。

また、指定都市について認められている行政監督の特例のうち、福祉分野の事務に関するものに限って、中核市にも行政監督の特例が設けられたが、この特例は、原則として、中核市等に移譲されることとなる事務に関するもの及びこれに類するものについてのみ設けられているものである。

2 中核市に移譲される事務について

(1) 生活保護全般 ア 生活保護に関する事務のうち

中核市等が処理することとなるものは、都道府県の設置する保護施設に対する運営の指導等及び審査請求に対する裁決に関する事務を除き、原則として、生活保護法(以下「法」という)及び生活保護法施行令の規定により都道府県等が処理することとされている事務である。

具体的に移譲される主要な事務は、

(ア) 社会福祉法人又は日本赤十字社(以下「社会福祉法人等」という。)による保護施設(当該保護施設が主として利用される地域が中核市であるものに限る。)の設置の認可及び監督、中核市が設置する保護施設についての監督等に関する事務

(イ) 居住地不明者等に係る保護費の負担、中核市が設置する施設設備費の負担、社会福祉法人等が設置した保護施設に対する補助及び監督

(ウ) 医療機関の指定、指導、指定の取消し、指定医療機関からの請求に基づく医療費の審査決定、医療機関に対する報告の徴

収及び立入検査並びに法第五十五条の規定による助産機関等に関する事務

であり、これらの事務については、従来における都道府県知事と同様の立場において、中核市の市長が行うこととされた。

なお、特に必要がある場合においては、都道府県知事は中核市の区域内の指定医療機関に対して報告の徴収又は立入検査を行う権限が留保されている。

(2) 医療扶助に関する部分

医療扶助の実施に関し留意する点については、平成七年四月一日付け社援企第五三三号厚生省社会・援護局長通知「中核市における社会福祉に関する事務処理の特例について」において既に示しているところであるが、周知徹底を図るため概要を以下に記す。

ア 既に都道府県知事の指定によって指定医療機関となっているものに関する指定の取消し及び指導についても、中核市の市長が行うものであること。

イ 診療内容及び診療、酬の請求

の審査並びに診療報酬の額の決定に当たっては、中核市の市長は、実施体制の整備に留意されたいこと。

ウ 診療報酬の額の決定に当たっては、社会保険診療報酬支払基金の審査委員会又は特別審査委員会の意見を聴かなければならないが、中核市の市長は社会保険診療報酬支払基金との間で当該意見聴取に係る契約を締結すること。

また、都道府県知事は、審査の対象範囲が変更したことに關して、社会保険診療報酬支払基金と覚書を交換されたいこと。さらに、中核市の指定日前に診療したものであって指定日以後において社会保険診療報酬支払基金に提出された中核市から委託のあった被保護者に係る診療報酬請求書については中核市の市長が審査及び決定を行うものであること。

エ 中核市の市長が保護の決定及び実施の責任を有する被保護者に係る医療に関する診療報酬請求書及び診療報酬明細書は、中

核市の市長が指定する医療費の審査機関に対して提出されることとなったこと。

オ 生活保護法第五二条第二項の規定による診療方針及び診療報酬(昭和三十四年厚生省告示第一二五号)の第六項による協定

についても、中核市の市長が事務を行うものとする。また、既に都道府県知事が協定したも

のについては、中核市の市長が協定したものとみなされるものであること。

なお、医療扶助の事務を中核市に移譲するに当たり、

ア 「都道府県又は都道府県知事その他の機関が都道府県の区域にわたり一体的に処理し又は管理し及び執行することが効率的な事務であるか」

イ 「中核市等において処理し又は管理し及び執行することが適当でない事務(当分の間は、福祉事務所を一つしか設置していない中核市が多数想定されるため、実施機関としての福祉事務所と市本庁としての機能を分離できる体制が整備されるまでは

移譲できないような事務、例えば福祉事務所からの協議に対する対応等)であるか」

といった観点から個々の事務について移譲の適・不適の検討を行った。

検討結果については医療扶助運営要領細目一覧(別表)の備考欄を参照されたい。

(3) 関連通知の改正

中核市の創設に伴い以下の関連通知についても所要の改正を行ったので注意されたい。

- ・「生活保護法の一部を改正する法律の施行について」(昭和二十八年三月三十一日社乙発第四九号)

- ・「生活保護法による医療扶助受給者の実態把握について」(昭和四十五年四月一日社保第七二号)

- ・「生活保護法による医療扶助受給者の実態把握について」(昭和四十六年四月一日社保第五九号)

- ・「生活保護法による医療扶助のはり・きゅうの給付について」

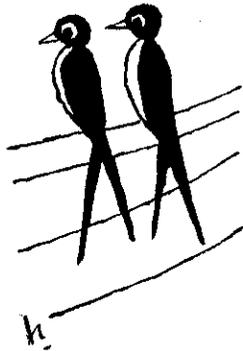
(昭和四十八年四月一日社保第六三三号)

- ・「生活保護法による医療扶助運営要領に関する疑義について」(昭和四十八年五月一日社保第八七号)

- ・「公害健康被害の補償等に関する法律による各種補償給付の取扱いについて」(昭和四十九年十一月二十七日社保第二二三号)

- ・「生活保護法による医療扶助の診療報酬明細書の点検について」(昭和五十八年三月三十一日社保第四六号)

- ・「生活保護法による医療扶助の看護の給付について」(平成元年四月十二日社保第八八号)



水脈執筆者(順不同)

厚生省社会・援護局監査指導課

首席生活保護監査官

長橋 茂

全国社会福祉協議会

理事

板山 賢治

東京都目黒区福祉事務所

所長

松浦 いづみ

身体障害者療護施設「清松園」

施設長

神田 均

集

特

平成七年度の生活保護、

社会福祉(社会福祉施設) 福祉手当)指導監査方針

厚生省社会・援護局監査指導課

生活保護指導監査の方針等について

生活保護法施行事務監査については、平成六年三月三日社援監第三十六号厚生省社会・援護局長通知において、監査要綱及び監査の実施要領が定められている。また、各年度ごとに保護の動向、監査結果等に見られる制度運営上の諸問題等を踏まえた指導監査方針が示されている。

平成七年度における生活保護指導監査方針等については、本年三

月一日及び二日に開催された都道府県・指定都市社会福祉関係主管課長会議、生活保護関係係長会議において、その内容を示すとともに、三月二十二日社援監第三十三号厚生省社会・援護局長通知をもつて具体的な取り扱いが示されたところであるが、以下、その概要について説明する。

一 基本方針

最近の保護動向は、ほぼ横ばい傾向で推移しているが、実施機関単位で見ると大都市部を中心に一部の実施機関においては増加傾向がうかがわれる。また、世帯類型別にみると被保護世帯の九〇％以上が、高齢者世帯、傷病・障害者世帯等で占められてお、これらの多様なニーズを抱える世帯に対

する処遇の充実が重要である。

また、保護の開始・廃止の状況を見ると傷病による開始が八〇％以上を占める一方、傷病の治癒及び稼働収入の増による廃止が四〇％強となっており、引き続き病状把握及び就労指導の徹底が重要である。

さらに、指導監査結果等からみると、制度の適正な運営に向けて努力いただいている状況は認められるが、新規開始ケースにおける資産の把握・活用が不十分、稼働年齢層の者に対する病状把握が不十分、あるいは、訪問調査による生活実態の把握が不十分等多くの

問題が認められる。また、限られた事例であるとはいえ、稼働収入や各種年金の無申告、過小申告による不正受給が依然として跡を絶たない状況にあり、平成五年度において「二三三件の不正受給が発生しており、会計検査院の検査結果からも同様の事例について指摘されていることなどから、引き続き生活保護の適正実施の推進について特に配慮する必要がある。

一方、保護率の低下に伴い被保護世帯数が一〇〇世帯未満の小規模の福祉事務所が増加しつつあるとともに、ケースワーカーについては約二割が毎年異動しており、査察指導員についても、生活保護の現業経験がない者の割合が増加してきている。

以上のような背景のもと、平成七年度的生活保護の指導監査に当たっては、別紙1「都道府県・指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点」及び別紙2「都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点」に留意の上、実施するよう配慮願いたい。

一、指導監査の実施に当たっては、画一的、平板的な監査を避け、各実施機関における実施体制管内の保護動向及び地域特性等問題点を生じさせている根本的な要因を掌握し、具体的に取り組むべき問題点について適切に助言し、是正改善させるような指導援助に努める必要がある。さらに、問題点を多く抱える実施機関に対しては、必要に応じ指導監査に本庁課長等の参画のもとに、特別監査又は特別指導監査を実施し、本庁が是正改善の進行管理を行うなど、問題点に応じて重点的かつ継続的に指導する必要がある。

二 主眼事項等

(一) 保護の適正実施の推進

ア 保護の相談・申請・開始段階における助言指導及び調査の徹底

面接相談業務は、来訪の目的、生活実態等を十分聴取し、法の趣旨、保護の受給要件について説明し、相談を通じてその世帯の要保護性を的確に判断し、また、必要

に応じて資産、稼働能 他法他施策の活用等について適切に指導援助するためのものであり、生活保護の実施上極めて重要な業務である。

また、来訪者の多くは生活の困窮という問題のみならず健康面の問題や精神的な不安を抱え、自らの力では解決困難なために相談窓口を訪れる方々が多いことから、面接相談に当たっては、懇切丁寧な対応と相談内容を十分引き出し不安を取り除くための他法他施策、関係機関の活用など助言指導に配慮するとともに、保護の受給要件を確認するため、生活歴、家族構成、病状、収入、資産等の聞き取りの徹底に努め、調査に必要な同意書の適切な徴取及び関係先、病状把握、扶養義務者に対する扶養能力などの調査の徹底に努める必要がある。

なお、要否判定に際し疑義が生じたケースについては、ケース診断会議に諮るなど実施機関として組織的な判断を行う必要がある。

イ 保護受給中における指導援助の推進

(ア) 権利、義務の周知徹底及び資産、収入の把握

被保護者に対し生活保護制度の権利、義務について保護のしおり等の活用により周知徹底を行うとともに、収入申告書の定期的な徴取を行うよう指導し、提出された申告書はその内容の妥当性を検討し、必要に応じ関係先調査等を行うなど適正な収入認定に努める必要がある。

また、各種年金等の受給の可否及びその状況を関係部局との連携により適切に把握する必要がある。

(イ) ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進

個々のケースの実態に即した具体的な処遇方針を樹立させ、ケースの状況に応じた訪問格付を行うとともに、ケースの実態が変化した場合には適時適切な見直しを行うよう指導する必要がある。特に、稼働年齢層の者に対する稼働能力の活用等に指導を要するケースについては、訪問頻度を高め、訪問格付の見

直しを検討するなど指導の徹底を図るとともに、多様なニーズを有する高齢者等要援護世帯についても処遇の充実を図る観点から、必要に応じ訪問頻度を高めるなどの措置を講ずる必要がある。

ウ 稼働年齢層に対する指導の徹底

稼働年齢層の者の保護受給は減少してきているが、受給ケースの一部においては、なお就労が可能であるにもかかわらず、長期にわたってその能力を十分に活用しないうまま、漫然と保護を受給している実態が認められる。これら稼働年齢層の者に対する指導に当たっては、訪問調査による生活実態把握、主治医訪問等による病状調査、稼働能力の有無など就労の可能性について十分検討し、就労が可能なる者に対しては求職活動状況の報告、職業安定所への同行訪問等により就労指導の徹底を図り、自立助長のための積極的な指導援助を行うよう指導する必要がある。

また、病状から就労日数・時間が少ない等稼働能力を十分活用していない者に対しては、必要に応じ就労先又は課税等の関係先調査により実態を的確に把握するとともに、就労日数・時間を増加させるよう指導し、必要に応じ転職指導を行うなど積極的な就労指導を行うよう指導する必要がある。

エ 不正受給防止対策の推進

不正受給の多くは稼働収入、各種年金、保険金等の無申告又は過小申告によるものであるが、これらケースの内容を検討すると訪問調査による生活実態の把握が不十分であったり、収入申告書の徴取及び申告内容の審査が不十分な事例が少なくない。

したがって、保護の要否及び程度の決定に必要な資産、収入等に係る届出については、保護の開始時は勿論、継続ケースについても適時その周知徹底を図るとともに、収入申告内容に疑義のあるケースについては説明を求め、関係先調査による内容審査を徹底し、実施機関の指示に従わないケースに対しては文書指示を実施する等厳正に対応する必要がある。

には、その発生経過と発生要因の分析を行い、是正改善のための取り組み状況を報告させる等不正受給防止対策の推進に努める必要がある。

(二) 要援護世帯に対する指導援助の充実

近年、保護受給者の大部分は高齢者、傷病・障害者等によって占められており、また、精神疾患、アルコール依存症等の処遇困難ケースが顕在化してきている実態が認められる。これらの世帯は多様なニーズを有しているので、次の事項に留意し、関連諸施策の活用について十分配慮したきめの細かい指導援助を行う必要がある。

ア 生活実態とニーズの的確な把握

高齢者世帯、傷病・障害者世帯で特に単身もしくは夫婦のみの世帯、あるいは精神疾患患者、アルコール依存症者等については、病状の悪化等により不測の事態を招くことのないようケースの定期的な訪問調査を通じて、日常生活が支障なく営まれているかどうか、親

族、民生委員、近隣住民との交流は行われているか等、常に当該世帯の生活実態を把握する必要がある。

また、高齢者世帯、傷病・障害者世帯については、療養の要否、ホームヘルパーの派遣、デイサービス事業の利用等在宅福祉に係る諸サービスの必要性、精神疾患患者等の世帯については、継続的な医療ケアや社会適応のための精神保健諸施策の必要性について把握する必要がある。

イ 支援体制の確立

ケースの生活実態とニーズの把握を踏まえ、福祉施策、精神保健施策等の活用を図るため、所管する担当部局はもとより、保健所、保健婦、精神保健相談員、身体障害者相談員、民生委員、医療機関等関係機関との連携を図り、必要に応じ関係者にケース診断会議等への参画や同行訪問を求めるなど、きめ細かい指導援助を行う必要がある。また、ひとり暮らし老人世帯等に対し、緊急時に速やかに援助の手がさしのべられるようにするため、民生委員、あるいは近隣

住民との協力体制づくりを行うとともに、扶養義務者等の親族による引き取り、もしくは施設入所のための理解を求め、日頃から安心して日常生活が営まれるような支援体制を確立する必要がある。

(三) 医療扶助の適正運営の確保

ア 被保護世帯の大部分が医療扶助を受給していることから、これらケースの処遇に当たっては常に病状等を的確に把握する必要があり、一部の実施機関においては病状等の把握が単に本人の申し立てのみにより処理され、客観的な把握に欠けている実態が認められる。

このため、縦覧点検等のレセプト点検により病名、診療日数、受療期間、通院状況等を把握するとともに、訪問調査等により在宅の療養実態等を把握し、必要に応じて主治医訪問または嘱託医からの意見を聴くなど、病状を的確に把握の上、生活指導、療養指導及び就労の可否等について十分検討し、これに基づき個別具体的な処遇方

針を執り、適切な指導援助の徹底を期する必要がある。

また、医療扶助受給者に係る看護の給付及び移送の給付等については、適正な実施について指導するとともに、精神保健法等他他施策の活用についても十分指導する必要がある。

イ 指定医療機関に対する個別指導及び検査にあたっては、管下実施機関に対する指導監督等を通じて把握した医療扶助運営上の問題点、指定医療機関ごとの医療給付等の傾向等を踏まえ、指導の実効を期する必要がある。

(四) 実施機関の問題点に応じた指導の徹底

保護世帯が増加傾向にあり増加要因の分析による対応策を検討する必要がある実施機関、指導監督の結果、文書指摘率が全国平均と比べて非常に高い実施機関、あるいは、社会的経済的事情等により依然として制度運営上まだ多くの問題が認められる実施機関が認められる。

これらの実施機関に対しては、

実施体制、管内の保護動向、地域的特性及び保護の実施に係る前年度監査結果による指摘事項、自動車保有ケースに対する指導状況、暴力団関係ケースに対する指導状況等を踏まえ、取り組むべき問題点を掌握し、その要因の解析及び改善計画の策定など、実施機関の個別事情に応じた指導の徹底を図る必要がある。

(五) 組織的な運営管理の推進

ア 計画的な運営管理の推進
生活保護の適正な実施を確保するためには、生活保護運営実施上の問題点を理事者等に十分理解させるとともに実施機関が取り組むべき問題点、対処方針を具体的に盛り込んだ運営方針及び事業計画を策定し、幹部職員はもとより、査察指導員、ケースワーカー等全職員が一体となって組織的に取り組むことが重要である。

また、日常業務の実施に当たって、職員間に格差が生ずることがないように十分配慮させるとともに、職員の異動に伴い、多数の未経験者が配置されること等により業務

に支障を及ぼすことのないよう指導する必要がある。特に未経験者等に対しては実務を中心とした研修やケース事例の研究協議等を積極的に実施し、職員の資質の向上に努めるよう指導する必要がある。

イ 査察指導機能の充実

被保護世帯等の多様なニーズに適切に対応するためには、ケースワーカーの指導援助の充実が必要であり、そのためには査察指導員の専門的側面からの適切な助言・指導が極めて重要であることから、査察指導機能の充実が特に望まれているので、適切な査察指導員の配置と資質の向上に留意する必要がある。特に問題点を多く抱える実施機関においては、査察指導員による訪問調査活動の進行管理及びケース審査を徹底するとともに、ケースワーカーに対する助言指導及び処遇困難ケースに対する同行訪問を積極的に行うなど査察指導機能の充実強化を図るよう指導する必要がある。

ウ 実施体制の確保

ケースの処遇及び事務処理等に支障をきたさないよう査察指導員

ケースワーカー等の適正な職員配置に努めさせるとともに、必要に応じ専任面接相談員の配置など面接相談体制の確保について指導する必要がある。

特に、生活保護の適正な実施を確保するため、被保護者の増加傾向にある実施機関においては査察指導員、ケースワーカーが不足することのないよう保護動向を加味した職員配置について特に配慮する必要がある。

三 指導監査の主眼事項及び着眼点

平成七年度における指導監査は、別紙に示す主眼事項及び着眼点により実施することとした。

主眼事項及び着眼点は、各監査対象実施機関の運営方針及び事業計画、指導監査の事前提出資料等による事前検討並びに所長等幹部職員から保護の運営状況等に関する事情聴取、さらに個別ケースのケース検討等を通じ、具体的かつ総合的に検証し、その実施水準を判断する目安を定めたものである。したがって、実施機関等に対する

指導監査に当たっては、これらのことを念頭に置き、単に各事項ごとの問題点の把握にとどまることなく、総合的な分析を行い、その問題の発生した要因を的確に把握して、所要の是正または改善策を具体的に指示し、実施水準の一層の向上に努めることが重要である。

また、指定医療機関に対する個別指導については、別紙第二に示す主眼事項及び着眼点により実施することとされた。

なお、この主眼事項および着眼点については、各実施機関の実施水準に応じて適宜追加または削除して差し支えないこととされている。

四 指導監査に当たつての留意事項

平成七年度の都道府県・指定都市が実施する管下実施機関に対する指導監査は、前述のほか、次の事項に留意して実施する必要がある。

(一) 査の実施方式

指導監査は、保護の動向及び前年度の指導監査結果等を踏まえ、各実施機関の実施水準・運営上の問題点等に応じて、監査班の編成、監査日程にも十分配慮し、重点的かつ効果的に実施する必要がある。

ア 一般監査

一般監査は年間の計画に基づき、実施機関における生活保護行政事務全般について行うものであり、原則として全実施機関に対し、実地に年一回実施する必要がある。

また、ケース検討は当該実施機関の全ケースの概ね一割を目的に実施することとし、その選定に当たっては、次のケースを重点に行うとともに、実地調査はできるだけ多く行い、ケースの実態を的確に把握するよう努める必要がある。

- ① 稼働年齢層の者のいるケース
- ② 新規開始後一年未満のケース
- ③ 高齢者等多様なニーズを有するケース
- ④ 暴力団関係者等ケース（全ケースを対象とする。）
- ⑤ 前年度監査における指摘し

たケースのうち未措置ケース

イ 特別監査

特別監査は、実施機関において特定の事項に問題がある場合及び保護動向等に特異な傾向を示した実施機関に対し重点的に実施する必要がある。

ウ 特別指導監査

特別指導監査は、重点的に指導する必要がある実施機関を選定して実施し、この場合のケース検討総数の約二割について重点的に実施するものとする。

なお、監査対象事務所の選定については、あらかじめ国に協議し効果的に実施する必要がある。

(二) 監査班の編成

監査班は、監査吏員二名以上をもって編成するものとし、特に重要な問題が予想される実施機関の監査に当たっては、主管課長が直接その指揮に当たるとよう配慮する必要がある。

(三) 監査実施計画の樹立等

都道府県及び指定都市は毎年度当初にその年度の監査の実施計画

を樹立する必要がある、実施計画を策定するに当たっては、前年度において実施した監査結果に現れた問題点及び最近における保護動向等を勘案して監査の主眼事項を定め、計画的かつ効果的实施について十分留意する必要がある。

(四) 監査結果の通知及び是正改善の確認

指導監査の実施に当たっては、各実施機関ごとの問題点について実地に講評の上、帰庁後速やかに文書をもって通知し、是正、改善

に（て）報告を求める必要がある。また、改善を要する事項の指摘は具体的にを行うとともに、併せて改善方策についても指導するとともに、当該年度中に解決が困難な事項については年次計画により実施させるなど実効ある指導を行う必要がある。

さらに、指摘を行った問題点に対する是正改善結果については、期限を付して報告させるとともに、必要に応じ係員を派遣してその改善状況を確認する必要がある。

別紙一 都道府県・指定都市が行う指導監査の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着眼点
1 保護の通正 実施の推進	1 面接相談時における適切な対応と事務処理
(1) 保護の相談 申請、開始段階における助 言、指導及び 調査の徹底	(1) 保護の受給要件等制度の趣旨は、要保護者に正しく理解されるよう十分説明され、相談内容に応じた懇切丁寧な対応が行われているか。 (2) 保護の開始時に「保護のしおり」の配布等により、法律に定める権利、義務の周知徹底は図られているか。 (3) 生活歴、職歴、病歴、家庭環境、地域との関係等は的確に把握されているか。 (4) 他法他施策活用についての助言、指導は、適切に行われているか。 (5) 相談内容、指導結果が面接記録票等に記録され、所長等幹部職員まで決裁されているか。 (6) 保護申請書の処理及び保護金品の支給は迅速に行われているか。

(2) 保護受給中における指導
援助の推進

- 2 1 設開始時における調査の徹底
 - (1) 資産等の把握状況
 - ア 保護の申請書、資産申告書（不動産、預貯金、生命保険、自動車等）及び収入申告書（稼働収入、年金等）の内容は、筆証資料等に基づき十分審査されているか。
 - また、関係先調査等によって確認されているか。
 - イ 受給要件を確認するための調査に必要な同意書が適切に徴取されているか。
 - ウ 法第63条を適用し、保護を開始した場合は、文書により本人に周知されているか。
 - (2) 病状把握の状況
 - 病状等が的確に把握されているか。また、必要に応じ検診命令等が活用されているか。
 - (3) 扶養義務履行の指導状況
 - ア 扶養義務者（特に生別母子世帯の前夫及び転出した子）の居所、世帯構成、職業等の生活実態及び収入、資産等を把握するための扶養能力調査は行われているか。
 - イ 扶養義務者が管内又は近隣の市町村に居住しており、ある程度の扶養が期待できるときには、実地に調査されているか。
 - ウ 扶養義務照会に対して未回答となっているケースの処理は適切に行われているか。
 - エ 扶養能力調査の結果を踏まえ、必要に応じ、家庭裁判所への調停又は審判の申立てについての指導は行われているか。
 - オ 別世帯の健康保険等の被扶養者として認定されている者に對して、必要な扶養援助が行われているか。
- 3 関係機関等との連携
 - (1) 関係部局 民生委員、保健所、身体障害者更生相談所、児童相談所、婦人相談所、医療機関等との連携は円滑に行われているか。
 - (2) 郡部福祉事務所においては、高齢者及び身体障害者等の処遇について町村との連携は十分とられているか。
- 1 権利、義務の周知徹底
 - 被保護者の権利、義務について、「保護のしおり」等により、適時適切な指導が行われているか。

ア 権利、義務の周知徹底及び資産収入の把握

また、世帯構成、収入等の変動に伴う届出義務の周知徹底が図られているか。

2 資産及び収入の把握

(1) 資産の把握

ア 資産（不動産、預貯金、生命保険等）の申告内容は、関係先調査等により的確に把握されているか。
また、資産の申告内容に変化はないか。

イ 資産活用についての指導又は指示は適切に行われているか。

(2) 稼働収入の把握

ア 収入申告書は、定期的に徴取されているか。その際、給与証明書等添付資料は添付されているか。

イ 収入申告書及び給与証明書等添付資料の内容審査（稼働日数、給与額等）は、適切に行われているか。

(3) 稼働収入以外（年金、保険金、補償金、仕送り等）の収入の把握
ア 収入申告書は適切に徴取されているか。

イ 年金、保険金等の受給資格の有無及び受給金額は、社会保険事務所、保険会社等の関係先調査等により確認されているか。

また、通算老齢年金を受給している場合、通算の対象となつた他の年金の受給状況は的確に把握されているか。

ウ 仕送り額等は、的確に把握されているか。

(4) 扶養義務者に対する扶養能力調査は必要に応じ適切に実施されているか。

イ ケースの実態に即した処遇方針の樹立と計画的な訪問調査活動等の推進

1 処遇方針の設定

(1) ケースの実態に即して世帯主及び世帯員についての処遇方針が的確に樹立されているか。

また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等の処遇方針は、個々のケースの実態及び在宅福祉サービスの活用等を踏まえた適切なものとなっているか。

(2) 処遇方針は、ケースの実態の変化に即して適切に見直しが行われているか。

また、処遇の困難なケース等については、ケース診断会議等で組織的に検討されているか。

(3) 処遇方針が、ケース記録に明記されているか。

2 訪問計画の設定

(1) ケース格付基準は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に即して適切に策定されているか。

また、訪問格付基準の設定に当たっては、稼働能力の活用を図る必要がある者、多様なニーズを抱える高齢者世帯等への指導援助の必要性が配慮されたものとなっているか。

(2) 個別のケースに対するケース格付は、ケースの実態、訪問調査活動の必要性に応じて適切なものとなっているか。

また、ケースの実態の変化に応じて適時適切な見直しが行われているか。

(3) 訪問計画は、ケース格付に基づき適切に策定されているか。

3 訪問調査活動の状況

(1) 訪問調査活動は、概ね計画どおり実施されているか。
特に、長期間未訪問又は計画に比べ実施回数が少ないケースはないか。

(2) 臨時訪問は、ケースの状況変化に応じて適切に実施されているか。

(3) 目的をもって訪問調査活動を行っているか。

また、多様なニーズを抱える高齢者世帯等に対しては、在宅福祉サービスの活用等必要な指導援助が行われているか。

(4) 世帯主のみならず、必要に応じて世帯員と面接を行い、適切な指導援助が行われているか。

(5) 面接すべき者の不在が続くなどの場合には、訪問方法を工夫する等適切な対応措置がとられているか。

また、その実態を把握するための民生委員等の活用が図られているか。

(6) 長期にわたって来所による面接が続く訪問調査活動が行われていないケースはないか。

(7) 訪問調査結果は、査察指導員等に速やかに報告されているか。

また、早期にケース記録に明確に記録され、その都度決裁されているか。

1 就労阻害要因の把握

(1) 就労阻害要因が的確に把握され、必要な指導援助が適切に行われているか。

(2) 病を理由に就労していない者の傷病の程度、就労の可否等に

については、主治医訪問、嘱託 議 必要に応じ検診命令等により的確に把握されているか。

(3) 育児中の母親に対する就労指導は、地域における保育所の設置状況、入所条件等が勘案され、適切に行われているか。

2 自立助長の指導状況

(1) 稼働能力の活用等自立を助長するための指導、援助は、自立更生計画書、求職活動状況報告書の提出等により積極的に行われているか。

(2) 自立援助のため、公共職業安定所等関係機関との組織的連携は十分行われているか。

また、求人情報等の収集提供、必要に応じた公共職業安定所等への同行訪問は行われているか。

(3) 自立援助のための各種貸付制度等他法他施策の活用についての指導が適切に行われているか。

(4) 稼働能力の活用についての指導又は指示は、必要に応じ、法第27条による文書指示により徹底されているか。

また、指導又は指示に従わない場合には、保護の停廃止等の措置は適切に行われているか。

(5) 稼働能力及び地域の賃金水準等からみて、就労日数、時間、収入等が少ない者に対し、勤務先調査又は課税状況の調査が行われているか。

また、転職を含む増収指導が行われているか。

(6) 身体的、家庭的条件等に応じた通職指導が行われているか。

3 自立助長ケースの選定

自立助長選定ケースは、稼働能力の活用を指導する必要があるケースを中心に選定し、自立に向けて積極的かつ重点的に指導援助が行われているか。

(4) 不正受給防止対策の推進

1 収入申告内容の確認等の状況

(1) 収入申告内容に疑義がある場合は、説明を求めているか。
また、必要に応じて勤務先、税務官署等関係先調査は適切に行われているか。

(2) 再三にわたる収入申告書の提出の指示に対して、正当な理由もなく従わない場合は、法第27条による文書指示等の措置が行われているか。

2 要援護世帯に対する指導援助の充実

(3) 目的な訪問調査活動により、生活実態が把握されているか。

2 不正受給ケースに対する措置

(1) 不正受給については、法第78条により厳正に措置されているか。
また、悪質なケースについては、告発等が行われているか。

2 要援護世帯に対する指導援助の充実

1 個別具体的な指導援助の充実

(1) 高齢者、傷病・障害者世帯に対する指導援助の状況

ア 要援護世帯のニーズに応じ、ホームヘルプサービス事業、デイサービス事業等の在宅福祉サービス、老人訪問看護制度、老人保健施設等の老人保健事業及び社会福祉施設等の活用は図られているか。

イ 年金等の受給の可否等について検討し、関係機関に対して協力を求めているか。

ウ 高齢者、障害者等がいる世帯について、必要な生活環境等の整備のための制度の活用が図られているか。

エ 扶養義務者に対して、ケースとの日常の交流等についての協力依頼は行われているか。

(2) 母子世帯に対する指導援助の状況

ア 子供の養育、就学状況等に問題のある世帯に対し、適切な指導援助が行われているか。

イ 子供の進路について適切な指導援助が行われているか。

ウ 児童扶養手当等他法他施策の活用についての指導は、適切に行われているか。

(3) 要援護世帯の処遇充実のための関係機関との連携及び社会資源等の活用状況

ア 関係部局との情報交換、連絡調整等は緊密に行われているか。

イ 民生委員、保健所、各種相談員、医療機関、学校等関係機関との連携、近隣住民の協力等による支援体制等幅広い社会資源の活用が行われているか。

ウ 必要に応じ、関係者にケース診断会議への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。

3 医療扶助の
適正運営の確
保

- 1 医療扶助受給者に対する指導援助の状況
- (1) 被保護者の病状は、レセプト点検、主治医訪問、嘱託医協議等により的確に把握され、その結果に基づき就労指導、療養指導等が適切に行われているか。
- (2) 長期入院患者、長期外来患者の実態を把握し、必要な指導援助が行われているか。
- (3) 医療機関の選定は、真に止むを得ない場合を除き、患者の居住地に近い医療機関となっているか。
- (4) 同一疾病で、複数の医療機関で受診する重複受診の確認、審査は行われているか。その結果を踏まえ、適正な受診指導が行われているか。

2 レセプトの点検、活用状況

- (1) レセプトは、個別ケースごとに直近6か月程度は編綴され、療養指導等常時活用できる状態となっているか。
また、病状の把握、療養指導等に際し、ケースワーカー、査察指導員、嘱託医等により適時レセプトが活用されているか。
- (2) 医療費の適正な支払のため、縦覧点検等レセプト点検が実施され、過誤調整等は適切に行われているか。
- (3) レセプト点検に当たり、診療日数、診療内容、診療点数等に疑義が生じた場合には、嘱託医協議又は本庁協議が適切に行われているか。

3 看護給付等の状況

- (1) 看護給付
 - ア 看護給付の要否は、患者の病状、看護の実態について事前に指定医療機関の実地調査に基づき検討されているか。
 - イ 看護形態（1人付、2人付、3人付）の妥当性は検討されているか。
 - ウ 看護の承認期間、看護担当者の資格要件の妥当性は検討されているか。
 - エ 長期間継続して看護給付が行われている患者について、看護の要否、他法他施策の活用等は検討されているか。
- (2) 移送給付
 - ア 移送給付は、申請に基づき行われているか。
 - また、通院証明費、レセ 等により事実確認は行われているか。

4 実施機関の
問題点の把握・
分析等の
推進

- 1 理事者等による現状の把握状況
- (1) 管内の保護動向、地域的特性、実施体制及び前年度指導監査結果等を踏まえ、福祉事務所の抱えている特別な問題点等の現状を十分掌握しているか。
- (2) 福祉事務所の抱えている特別な問題点等の要因の分析及び具体的な改善計画の策定等対応措置を講じているか。
- 2 暴力団関係者ケースに対する調査、指導
- (1) 暴力団関係者ケースについては、警察署等関係機関への照会により的確に把握されているか。
- (2) 収入、生活歴、現在の生活実態（病状、稼働状況等）
 - イ 移送手段は、最も経済的な方法で行われているか。
なお、タクシーを使用する場合は、医師の診断に基づき、歩行困難と認められた者等真にやむを得ない者に限って行われているか。
 - ウ 移送給付は、現物給付を原則として行われているか。
 - (3) 入院患者日用品費等給付
入院患者日用品費及び障害年金等の累積金は把握され、加算等の調整が適切に行われているか。
 - (4) 施術、治療材料給付
あん摩、マッサージ等の施術、眼鏡等治療材料の給付は事前に申請させ、適切に行われているか。
 - 4 嘱託医等の配置及び活動状況
 - (1) 嘱託医は週1回程度の所内勤務が確保されているか。
 - (2) 医療扶助の要否及びケース処遇に当たって、嘱託医等の専門的かつ技術的意見が聴取されているか。
 - (3) ケースワーカー等の医学知識の研修に当たって、嘱託医等が効果的に活用されているか。
 - 5 本庁協議状況
 - 医療の給付の要否、処遇方針の決定に当たっては、医学的見地からみて疑義のあるものについて本庁協議が行われているか。
 - 6 他法他施策の活用及び関係機関との連携の状況
 - 患者の病状等に応じ、精神保健法、結核予防法等の活用について、保健所等関係機関との連携が十分図られているか。

は、的確に把握されているか。

(3) ケース診断会議等で受給要件の厳格な審査と指導方針が明確にされ、組織的に取り組んでいるか。

また、受給要件は常時見直されているか。

(4) 自立更生計画書は必要に応じ徴取されているか。

(5) 警察署等関係機関とは常時連携できる体制が確保されているか。

なお、暴力行為等があった場合は、速やかに警察署へ通報する等の措置が行われているか。

(6) 保護の開始決定後、本庁への報告が速やかに行われているか。

3 自動車保有ケースに対する調査、指導の状況

(1) 自動車の保有状況が関係先調査等により的確に把握され、保有要件の審査が適切に行われているか。

(2) 保有を認める場合に、本庁協議が必要なケースについては、速やかな協議が行われているか。

(3) 保有を認めない場合においては、適宜保有要件の検証が適切に行われているか。

(4) 保有が認められない場合の指導又は指示は、適切に行われているか。

5 組織的な運営管理の推進

(1) 計画的な運営管理の推進

1 理事者等の現状認識

(1) 理事者及び所長等は、生活保護制度の運営についてその実態を掌握し、基本的な問題についてその対応策を具体的に講じているか。

(2) 理事者及び所長等は、職場環境の改善及び職員の上気高揚に努めているか。

2 運営方針及び事業計画の策定等の状況

(1) 生活保護の運営方針は、ケースワーカー等関係職員が参画して当該地域の実情、保護の動向、福祉事務所の抱える問題点及び指導監査結果等を十分踏まえた上で策定されているか。

また、問題点に対する具体的な改善策が盛り込まれているか。

(2) 事業計画は運営方針に基づき具体的かつ実行可能なものとなっているか。

また、関係職員に周知されることともに、進捗状況が定期的に確認される必要な措置がとられているか。

3 的内部点検及び適正化対策事業の実施状況

当面する課題及び指導監査結果に基づく指導事項又は指示事項を取り入れた自主的内部点検及び適正化対策事業が実施されているか。

また、効果測定はされているか。

4 ケース診断会議の活用状況

(1) ケース診断会議は、処遇の困難なケースの処遇方針を樹立する場等必要に応じ速やかに開催されているか。

また、所長等幹部職員が出席しているか。

(2) 会議経過は記録されているか。

また、会議結果等を踏まえ具体的な取組が行われているか。

1 訪問計画の進行管理等

(1) ケースの実態に即した処遇方針の樹立、訪問計画の策定、訪問調査活動の実施についての助言、指導は適切になされているか。

また、ケースの実態の変化に応じて、その見直しに対する助言、指導が適切に行われているか。

(2) 長期間未訪問ケース等について、ケースワーカーに対して必要な指導を行っているか。

2 ケース審査及び助言、指導

(1) ケースの処遇内容について、ケースワーカーに必要な助言、指導を適切に行っているか。

特に、新任のケースワーカーに対し、実務指導、接遇等について特別な配慮がなされているか。

(2) ケースワーカーに助言、指導した事項についての進行管理は適切に行われているか。

(3) 査察指導白帳等を作成し、効果的に活用しているか。

3 処遇困難ケースへの対応

(1) 処遇困難ケースについては、査察指導員が同行訪問を行う等により、その実態を把握し適切な処遇を行うよう指導しているか。

(2) 必要に応じ、関係者にケース診断会議への参加又はケースへの同行訪問を要請しているか。

1 職員の配置状況

(1) 査察指導員、ケースワーカーは充足されているか。

(2) 査察指導機能の充実

(3) 実施体制の確保

- (2) 査察指導員は原則として生活保護業務経験者等で、適切な助言、指導ができる者となっているか。
- (3) ケースワーカーの大半が異動すること等によってケースの処遇、事務処理等に支障を来していないか。
- (4) 査察指導員、ケースワーカーが生活保護以外の業務を兼務している場合、支障を来していないか。
- 2 面接相談体制の状況
- (1) 専任面接相談員が配置されているか。
- (2) 専任面接相談員の配置が困難な場合にあっては、査察指導員とケースワーカーの複数面接制の採用など面接相談体制が確保されているか。
- 3 研修の実施状況
- (1) 新任職員、中堅職員等職員の経験年数に応じて生活保護制度の概要、実務、他法他施策等の職場における研修が適切に行われているか。
- (2) ケース研究会等職場内研修は適切に行われているか。
- (3) 県外研修の実施等、研修内容には工夫がこらされているか。
- 4 経理事務の処理状況
- (1) 保護金品の支給手続・返還金の返納手続等は、関係法令等に照らし適切なものとなっているか。
- (2) 保護金品の支給については、定期的又は随時に関係帳簿との照合、点検を行っているか。
- (3) 法第63条による返還額の決定に当たり、その一部又は全部の返還を免除する場合は、個別の必要性が十分検討されているか。
また、その内容は学証資料等により明確にされているか。
- (4) 法第63条による返還金及び法第77条又は第78条による徴収金の債権管理は適切に行われているか。
- 5 ケース記録等事務処理の管理状況
- (1) ケース記録等個人的事情に係る情報資料については、秘密が厳守されるよう慎重な配慮のもとに取り扱われているか。
- (2) 関係先照会等にかかる法裁文書等の処理について、内容審査、点検等の管理が適正に行われているか。
- 6 その他
- (1) 訪問用自動車等の機動力は整備されているか。

別紙二 都道府県・指定都市が行う指定医療機関に対する個別指導の主眼事項及び着眼点

主眼事項	着眼点
医療扶助受給者に対する適切な処遇の確保	<p>(2) 特殊勤務手当は、妥当な額が支給されているか。</p> <p>1 医療扶助に対する理解の状況</p> <p>(1) 生活保護制度の趣旨及び医療扶助に関する事務取扱いが十分理解されているか。</p> <p>(2) 診療報酬の請求は適切に行われているか。</p> <p>(3) 精神保健法等他法の取扱いについて配慮されているか。</p> <p>2 医療扶助受給者に対する適切な処遇確保の状況</p> <p>(1) 保護の実施機関との協力は、円滑に行われているか。</p> <p>(2) 医師、看護婦等医療従事者は、確保されているか。</p> <p>(3) 診療録の記載及び保存は、適切に行われているか。</p> <p>(4) 診療内容からみて、医療要否意見書は適切に記載されているか。</p> <p>(5) 長期入院、長期外来患者に対する療養指導は、適切に行われているか。</p> <p>(6) 看護給付の取扱いは、適切に行われているか。</p> <p>(7) 入院患者日用品費等の取扱いは、適切に行われているか。</p>